

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12層1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号楼6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

シンガポールの輸入管理品目に関する輸入ライセンス・許可のマニュアル

シンガポールには、輸出入品に関して厳しい規制があります。シンガポールに輸入される各製品は、その輸入元によって区別され、異なる規則に制限されます。シンガポール企業が輸入する製品の種類を問わず、製品ごとには輸入ライセンスが必要です。他の国と同様に、シンガポールは一部の輸入品に対して特別な制度を確立します。それらの輸入品は輸入禁止品目または輸入管理品目と呼ばれます。

輸入管理品目をシンガポールに輸入する全ての企業は、輸入品によって、所轄省庁に特別なライセンス・免許を申請する必要があります。本稿では、輸入管理品目のリスト及び各輸入管理品目に必要なライセンス・許可について簡単に紹介します。

1. 概要

1.1 輸入管理品目のリスト

一部の輸入品は輸入管理品目と定められており、それらの輸出入が所轄省庁に管理されています。輸入管理品目には、紙巻きタバコ及び全てのタバコ製品、動物、食品、石油化学製品、医薬品などが含まれます。

完全な輸入管理品目のリストを確認したい場合は、[シンガポール税関ウェブサイト](#)にアクセスし、[輸入管理品目](#)を検索してください。

3.2 輸入管理品目に関する輸入ライセンス・許可

商品(輸入管理品目及び非輸入管理品目を含む)をシンガポールに輸入する前に、貿易ネットワークシステム「トレードネット(TradeNet)」を通じて輸入ライセンスを申請する必要があります。また、輸入管理品目は所轄省庁によって承認される必要があります。

2. 各輸入管理品目に必要な輸入ライセンス・許可

2.1 映画、ビデオ、ゲーム、音像の記録メディアと出版物

映画-映画を輸入するにはシンガポールメディア開発庁(MDA)に承認された有効な輸入ライセンスを持っている必要があります。通関のために、輸入ライセンスが必要です。

ビデオゲーム-ビデオゲームを輸入するにはシンガポールメディア開発庁(MDA)に承認された有効な輸入ライセンスを持っている必要があります。

オーディオ CD-商用目的でオーディオ CD を輸入しようとする輸入業者はトレードネット(TradeNet)を通じて申告する必要があります。輸入のオーディオには不適切な内容が含まれることができないことにご注意ください(即ちシンガポールの「Undesirable Publications Act」に規定される猥褻又は不適切な内容が含まれることができない)。

ビデオ-商用目的でビデオを輸入するにはトレードネット(TradeNet)から輸入ライセンスを取得する必要があります。申請の際に、輸入業者はライセンス申告書(permit declaration)がシンガポール映画検閲局(BFC)に送信される必要があり、且つ輸入品の追加情報を提供する可能性があります。

出版物-あらゆる種類の出版物を輸入するにはシンガポールメディア開発庁(MDA)に承認された輸入ライセンスを取得する必要があります。シンガポールメディア開発委員会は、出版物サンプルまたは全ての輸入出版物のリストを提示することを要求する場合がありますが、輸入業者は料金を支払ったり、その他の許可を取得したりする必要がありません。

放送設備-シンガポールメディア開発委員会によって発行された放送設備の輸入ライセンスが必要です。当該ライセンスは費用が 330 シンガポールドル(以下「SGD」という)であり、1 年間有効です。

2.2 医薬品と毒物

(1) 登録医薬品

承認された医薬品のみはシンガポールに輸入されることができます。

医薬品法により、登録医薬品を輸入するために、輸入業者は関連の医薬品登録に関する書類または医薬品の輸入ライセンス(輸入代理人の場合)を持っている必要があります。医薬品輸入ライセンスは、シンガポール保健科学庁(HSA)によって発行され、登録医薬品を持つ企業が権利を譲渡した輸入業者のみに発行され、輸入業者はその企業の名義で登録医薬品を輸入します。輸入ライセンスを取得するために、輸入業者は、医薬品がシンガポール保健科学庁の「Good Distribution Practice standard」に該当することを確保する必要があります。

輸入業者が登録医薬品を他者に販売(再販)する場合は、医薬品卸売ライセンスを別途申請する必要があります。

備考:輸入業者が登録医薬品の所有者でも輸入代理人でもない場合、委託販売輸入ライセンス(Import License on Consignment Basis)というライセンスをシンガポール保健科学庁から取得できます。当該ライセンスを持っている輸入業者は登録医薬品の委託販売輸入を行うことができます。

(2) 未登録医薬品

シンガポールの未登録医薬品は患者の氏名の名義で輸入できますが、シンガポール保健科学庁の承認が必要です。ライセンスは承認の費用が必要であり、輸入業者は製品の詳細、輸入業者の詳細、患者や医師の詳細を提供する必要があります。さらに、輸入業者は未登録医薬品の供給及び使用を記録しなければなりません。

(3) 再輸出の医療製品

シンガポールに輸入され、最終的に他の国に輸出される全ての医薬品は、シンガポール保健科学庁から承認を取得する必要があります。それらの医薬品は、輸入日から2年以内にシンガポールから再輸出する必要があります。

(4) 中国漢方薬

中国漢方薬を輸入するにはシンガポール保健科学庁が発行する中国漢方薬の輸入ライセンスを取得する必要があります。輸入された中国特許医薬品がシンガポールで登録及び承認されていることを確認することは輸入者の責任です。確認しない場合、シンガポール保健科学庁はライセンスを発行しません。輸入ライセンスを取得するには、輸入業者は、中国漢方薬がシンガポール保健科学庁の「Good Distribution Practice standard」に該当することを確保する必要があります。

輸入業者が中国漢方薬を他者に販売する場合は、中国漢方薬の卸売ライセンス (the Wholesale Dealer's License for Chinese Proprietary Medicines) を別途申請する必要があります。

(5) 毒物

毒物を輸入するにはシンガポール保健科学庁が発行する毒物の輸入ライセンスを取得する必要があります。当該ライセンスは、医薬品有効成分、医薬品または規制毒物を現地で販売する会社で働く登録薬剤師にのみ発行されます。ライセンス所有者は毒物の輸入に関連する全ての取引に責任を負います。輸入業者は、輸入ライセンスを順調に取得するために、毒物がシンガポール保健科学庁の「Good Distribution Practice standard」に該当することを確保する必要があります。

(6) 規制薬物と向精神薬物

登録された薬剤師のみは、規制薬物または向精神薬物の輸入ライセンスを申請及び取得できます。当該物質及び薬物を含む商品は、登録薬剤師が有効なライセンスを取得してから6ヶ月以内に輸入する必要があります。

2.3. 動物

(1) 個人用ペット

動物鳥類法 (Animals and Birds Act) により、動物をシンガポールへ輸入することが規制されています。動物をペットとして輸入する場合は、農食品・獣医庁 (AVA) から輸入ライセンスを取得する必要があります。ライセンスは費用が 50 SGD であり、動物が到着する前の 30 日以内に農食品・獣医庁から取得される必要があります。

輸入された全ての犬、猫、小型哺乳類、鳥及びその他のペットは、農食品・獣医庁の衛生証明書 (Health Certificate)、検疫などの家畜衛生条件に該当する必要があります。シンガポールにおいて、昆虫、クモなどの爬虫類の輸入は承認されていません。

(2) 商業用ペット

商業用ペットとは、商業目的で輸入される動物を指します。商業目的で動物 (家禽、アヒルの子、ひよこなどを除く) を輸入する場合は、農食品・獣医庁が発行する輸入ライセンス及び貨物通関許可 (Customs Clearance Permit) が必要です。ライセンスは費用が 87 SGD であり (委託販売 1 回ごとに)、発行日から 30 日以内に有効です。商業目的でペットを輸入する全ての者は、ペットを保管するために、農食品・獣医庁によって承認された施設を持っている必要があります。

輸入された全ての犬、猫、小型哺乳類、鳥及びその他のペットは、農食品・獣医庁の衛生証明書、検疫などの家畜衛生条件に該当する必要があります。

家禽 (山羊、羊、鳥など) を輸入する場合、家禽、食用卵、羊、山羊の輸入ライセンスを農食品・獣医庁に申請する必要があります。ライセンスは費用がかからず、一回限り有効です。

(3) 実験動物

全ての実験動物は、例外なく、農食品・獣医庁によって承認された輸出業者から輸入されなければなりません。農食品・獣医庁に承認された機関のみは実験動物を輸入できます。それらの機関は科学において実験動物を利用し、農食品・獣医庁から輸入ライセンス及び貨物通関許可を取得してからこそ実験動物を輸入できます。農食品・獣医庁の輸入ライセンスは費用が 87 SGD であり (委託販売 1 回ごとに)、有効期間が発行日から 30 日です。

輸入された全ての実験動物は、農食品・獣医庁の衛生証明書、検疫などの家畜衛生条件に該当する必要があります。

(4) 観賞魚

観賞魚とは、観賞価値のある海水魚または淡水魚を指します。観賞魚の輸入規則により、観賞魚にはその他の水生生物及びその稚魚や魚卵も含まれますが、食用の魚類及び水産加工品が含まれていません。

観賞魚の輸入を希望する場合は、農食品・獣医庁が定める基準に該当し、輸入ライセンスを申請する必要があります。輸入ライセンスは費用が 350 SGD であり、年間更新が可能です。

(5) 動物飼料

動物飼料添加物またはプレミックスの輸入者は、当該飼料の成分に関する技術情報を農食品・獣医庁に提供する必要があります。輸入の前に、農食品・獣医庁は飼料の成分を適切に評価します。アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどの肉類及び肉製品を含む動物飼料は全てシンガポールに輸入できますが、証明書を添付する必要があります。

全ての動物飼料は、農食品・獣医庁が発行する輸入ライセンスとともに委託・運輸する必要があります。輸入ライセンスの費用は 22 SGD です(委託販売 1 回ごとに)。また、動物飼料の輸入者は飼料が農食品・獣医庁の要件に該当することを確認する必要があります。

2.4 植物と植物由来製品

植物及び植物由来製品には、植物、植物由来製品(種子、木材、ジンセンなど)、葉、盆栽混合培養土などが含まれ、農食品・獣医庁に監督されています。このカテゴリには、農業用の重要な肥料、植物体、昆虫や微生物も含まれます。植物及び植物由来製品を輸入する前に、農食品・獣医庁の承認が必要です。

また、植物及び植物由来製品をシンガポールに輸入するためには、輸入者は原産地からの植物検疫証明書及び農食品・獣医庁からの貨物通関許可が必要です。ライセンスは費用が 11 SGD であり、2 週間有効です。輸入の植物及び植物由来製品は農食品・獣医庁による検査が必要な場合があるため、輸入者は当該植物及び植物由来製品が農食品・獣医庁の輸入要件に該当することを確認する必要があります。

2.5 絶滅危惧種の動植物

ワシントン条約(CITES)は、絶滅の危機に瀕している野生動植物の国際取引に関する各国間の国際条約です。その目的は、野生動物の標本の国際取引及び計画が絶滅危惧種の生存を脅かさないようにすることです。

個人的または商業的目的で条約に記載されている動植物を輸入しようとする輸入者は、CITES の輸入ライセンスを申請しなければなりません。ライセンスは、輸入の 1 週間前に農食

品・獣医庁から取得でき、動植物ごとに費用が 12 SGD です。CITES の輸入ライセンスを申請する際に、輸出国の CITES 輸出または再輸出ライセンスを添付する必要があります。

2.6 武器、爆発物、おもちゃの銃

武器、銃器、爆発物、有毒ガスまたは有毒物質をシンガポールに輸入しようとする輸入業者は、武器・爆発物のライセンスをシンガポール警察に申請する必要があります。ライセンスの費用は、輸入の武器や爆発物の種類によって異なります。

おもちゃの銃の輸入にはライセンスが必要ありませんが、シンガポール警察の武器・爆発物部門のスタッフは、おもちゃの銃を検査して承認する必要があります。

おもちゃの銃が本物の銃のように見えてはなりません。さもなければ、ライセンスは付与されません。全ての未承認のおもちゃの銃は輸入者によって処分または再輸出されます。

上記の全ての商品（おもちゃの銃を除く）は、全ての商品が通関された後、警察免許課（Police Licensing Division）によって検査されます。シンガポール国内において武器及び爆発物をキャリアスするには武装警備員が必要です。

備考：輸入業者は輸入代理人を通じて刀（武道家または武器収集家を使用する刀など）を輸入できます。当該物品は入国時に検査されます。全ての狩猟用ナイフは、緊急センターによって承認される必要があります。

2.7 電気通信設備

電気通信設備の輸入業者は、設備がシンガポール情報通信開発庁（IDA）に規定された基準に該当することを確認する必要があります。輸入業者がシンガポールで販売またはリースするために電気通信設備を輸入する場合は、IDA が発行した販売ライセンスを取得する必要があります。且つその設備または装置が電気通信[販売事業者]規制（Telecommunication (Dealers) Regulations）の添付表 3 によって禁止されていないことを確認しなければなりません。

電気通信機器の輸入には通常、IDA の承認が不要であり、禁止されている電気通信機器または装置（例えば、軍用機器及びスキャン送信機）のみは承認が必要です。

啓源は申請を提出する前に専門コンサルタントまでお問い合わせをお勧めします。啓源のシンガポール事務所は輸入管理品目に関する輸入ライセンス・許可の申請及び諮詢サービスを提供しておりますので、詳細は当事務所の専門コンサルタントまでお問い合わせください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat : +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

サービス分野



お問い合わせ



啓源公認会計士事務所

香港クントン巧明街111号
富利広場21階2101-05室
電話: +852 2341 1444
電郵: info@kaizencpa.com

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区
忠孝東路四段142号
3楼之3郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号セシル・
コート13階132室,
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

英国ロンドン

英国サリー州ニューマルダンゴ街
39-41号2階202室
郵便番号: KT3 4BY
電話: +44 20 8144 6466